

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年8月12日 14時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市木戸東方沖（琵琶湖西部） 下山神三等三角点から真方位084° 840m付近 （概位 北緯35° 11.9′ 東経135° 55.9′）
事故の概要	プレジャーボート ^{スーブラ ランチ} SUPRA LAUNCHは、プレジャーボートチャンピオンⅢによって被 ^レ えい航中、浸水して転覆した。
事故調査の経過	令和元年8月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート SUPRA LAUNCH、1.6トン 253-29341 滋賀、個人所有 B プレジャーボート チャンピオンⅢ、1.5トン 250-50638 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A なし B 船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 機関に濡損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4、視界 良好 水象：波高 約1m
事故の経過	A船は、水泳場でレンタルによる使用を終えて返却され、無人の状態 ^レ で引き取る目的で、船長Bが1人で乗り組んだB船により、約20mのえい航索を用いて約5km/hの対地速力で南東方に向けえい航されていたところ、船首方から波の打ち込みを受けて浸水し、水船状態となり、船長Bが、B船が湖水に引き込まれる危険を感じ、えい航索を切断したところ、A船が転覆した。 A船は、警備艇により近くのさん橋にえい航された。
分析	A船は、B船にえい航されて航行中、船首方から波浪を受けながら航行を続けたことから、A船の船首を越えて湖水が打ち込み、A船の船内に浸水して転覆したものと推定される。
原因	本事故は、A船が、B船にえい航されて航行中、船首方から波浪を受けながら航行を続けたため、A船の船首を越えて湖水が打ち込み、A船の船内に浸水して転覆したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・気象及び水象情報を入手し、天候の悪化が予想される場合は、無

	<p>理をして航行を継続せず、波の打ち込みのない安全な場所に避難して待機すること。</p>
--	---